

現行基本方針と事務局改訂案の比較 (第3の柱・その他項目)

＜現行の基本方針＞

3 無料・減免規定の見直し（第3の柱）

使用料の無料・減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。
しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来の負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、これまでの無料・減免規定の見直しを図り、減免規定を適用する場合には、市民の皆さんにわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

(1) 新しい減免基準

利用者の活動内容等に基づく、無料・減免規定については見直します。
減免規定を適用する場合には、原則として下記の項目の中で対応します。

区 分	減免の内容	備 考
市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合	免除	行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校が利用する場合	免除	幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
構成員の過半数を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、または中学生以下の児童・生徒が個人で利用する場合	2分の1 減額	子どもの健全育成を図るため。
構成員の過半数を障がい者が占める団体が利用する場合、または障がい者が個人で利用する場合	2分の1 減額 介助者 免除	障がい者の社会参加の促進を図るため。 (介助者の免除は障がい者が個人で利用する場合に適用。)
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	減額 または免除	適用する場合は、理由を明確にする。

※個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をしている施設の利用を指します。

○下記の項目については、必要に応じて配慮します。

区 分	減免の内容	適用施設
構成員の過半数を高齢者が占める団体が利用する場合	減額	高齢者の社会参加を促進する観点から、利用が特に多く見込まれる施設に適用 (総合福祉センター)
構成員の過半数を高校生（中学生以下の児童・生徒を含む。）が占める団体が利用する場合、または高校生が個人で利用する場合	減額	高校生の居場所づくり、健全育成の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (公民館等)
高齢者が個人で利用する場合	減額 (シニア料金)	高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (温水プール等)

＜事務局改訂案＞

3 柔軟で戦略的な料金設定・利用方法（第3の柱）

使用料の無料・減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。
しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来の負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、減免規定を適用する場合には、**減免を行う必要性と施設の利用の促進のバランス等を考慮しながら**、市民の皆さんにもわかりやすく、**納得度の高い料金設定を行うこととします。**
一方で、公共施設を将来にわたり、安心して、持続可能な形で使い続けていくには、維持管理コストとのバランスや政策的な判断等も踏まえながら、さらなる有効活用の取組についても検討していく必要があります。そのため、第2の柱でも掲げた「共通的な使用料算定ルール」を前提としながらも、施設の利用状況や地域・社会の状況変化等を的確にとらえて、利用率や市民サービスの向上に向けて、柔軟かつ戦略的な使用料の設定や、利用方法のあり方についても、継続的に工夫を行います。

(1) 減免基準

減免規定を適用する場合には、原則として下記の項目の中で対応します。

なお、過去の減免基準においては、各団体の「**構成員の過半数**」を占める場合に対象としていましたが、市内利用団体の現状を踏まえ、さらなる施設の利用促進のために、今回の改訂により基準を緩和し、「**構成員の半数以上**」と改めることとしました。

区 分	減免の内容	備 考
市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合	免除	行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校が利用する場合	免除	幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
構成員の 半数以上 を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、または中学生以下の児童・生徒が個人で利用する場合	2分の1 減額	子どもの健全育成を図るため。
構成員の 半数以上 を障がい者が占める団体が利用する場合、または障がい者が個人で利用する場合	2分の1 減額 介助者 免除	障がい者の社会参加の促進を図るため。 (介助者の免除は障がい者が個人で利用する場合に適用。)
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	減額 または免除	適用する場合は、理由を明確にする。

※個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をしている施設の利用を指します。

○下記の項目については、必要に応じて配慮します。

区 分	減免の内容	適用施設
構成員の 半数以上 を高齢者が占める団体が利用する場合	減額	高齢者の社会参加を促進する観点から、利用が特に多く見込まれる施設に適用 (総合福祉センター)

修正①

現行の基本方針でも、柔軟な使用料設定について記載があるが、今回の改訂においては、状況変化等を的確に捉え、**単純な使用料設定だけでなく、利用方法のあり方まで踏まえた上で、柔軟な施設運営を行っていくことを目指していきたいことから、第3の柱の名称を「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」へと改めた。**

修正②

(1)減免基準

障がい者団体（当事者・家族等で構成）など構成員が数名規模の団体について、構成員の高齢化に伴い、団体の縮小が進んでおり、現行の減免基準（構成員の過半数以上）だと、今後、構成員が1名減少しただけで減免の対象から外れる団体が発生する見込みがあり、過去にはそのような危惧を抱く障がい者団体から、要件の見直しを求める意見も出ていたことから、要件の緩和を図った。

なお、高校生（中学生以下の児童・生徒を含む）が占める団体も、公平性の観点から両者とも同様の緩和を図った。

＜現行の基本方針＞

(2) 柔軟な使用料設定・利用承認

今回の改訂により、より多くの市民に施設を利用してもらうようにするために、施設管理者は、以下に掲げる範囲の中で、施設の状況に応じて、柔軟に使用料を設定することができるようにします。

また、直前になっても利用の予約が入っていない場合など、他の利用者に支障がない範囲内で、施設の有効活用を図れるよう、目的外での利用、個人での利用など、施設管理者が施設運営に支障がない範囲内で柔軟な利用承認ができるようにします。

区 分	内 容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。
市外割増	市外利用者について、公平な負担の観点から割増をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の200%までとします。

＜事務局改訂案＞

構成員の半数以上を高校生（中学生以下の児童・生徒を含む。）が占める団体が利用する場合、または高校生が個人で利用する場合	減額	高校生の居場所づくり、健全育成の面から、特に利用の促進を図る施設に適用（公民館等）
高齢者が個人で利用する場合	減額 （シニア料金）	高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用（温水プール等）

(2) 柔軟な使用料設定・利用方法

施設の有効管理の観点から、施設管理者は、以下に掲げる範囲の中で、施設の状況に応じて、柔軟に使用料を設定するよう、積極的な検討を行うものとします。

なお、利用承認にあたっては、直前になっても利用の予約が入っていない場合など、施設管理者は、他の利用者や施設運営に支障がない範囲内で、利用の承認を行います。

区 分	内 容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。
個人利用	団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等についても、多様化する利用ニーズを踏まえ、個人での使用を認めることができます。

(3) 市外利用者の取り扱い（市外料金の原則）

これまで市外利用者については、公平な負担の観点から割増（許容できる範囲は、算定された使用料の200%まで）をすることが「できる」と定めていました。しかし、本来、公の施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、その管理運営には市税が充てられていることから、市外利用者のコストを市税（市民）で負担することは適切ではありません。

そのため、利用者負担の原則を徹底しながらも、公共施設の有効活用の観点から、空いている利用枠を市外利用者に利用していただくことを促進するため、市外利用者が利用する場合は、原則として、すべての施設で市外料金（算定された使用料の200%を基本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設は除く。）を定めるものとします。

また、市外利用者の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市外利用者の利用が特に多いと認められる施設の場合は、予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができます。

修正③

平成29年度改訂にあわせた表現となっていたことから、文言を修正した。また、一部文言整理を行った。

修正④

(2)柔軟な使用料設定・利用方法
現行の基本方針でも、文中に個人利用ができることを記載しているが、より強く推進していくことを示すためにも、表で強調して記載した。

修正⑤

(3)市外料金の原則
現行の基本方針では、市外料金を「できる規定」で記載しているが、市外利用者のコストを市税（市民）で負担することは適切でないとの考えから、すべての公共施設に市外料金を設定することを「原則」とし、利用者負担率が100%以上となる※ように改めた。

※ 現行の基本方針の場合、市外割増は、算定後の使用料の200%が上限となるので、仮に利用者負担率25%の施設だと、市外利用者に200%の料金を設定しても、50%分が公費負担となり、市外利用者の利用コストの半分を市税で賄うことになってしまうため。

(該当ページ無し)

ただし、多摩市自治基本条例に規定する市民（市内在勤者・在学者等）については、市民と同様の取扱いができることとします。

(4) 営利団体の取り扱い（営利等加算の原則）

営利・営業・宣伝を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算（市民利用時の200%となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設は除く。）を設定するものとします。

また、市外利用者の場合と同様に、営利団体の利用により市民の利用に支障が生じる場合は、予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができます。

※ 営利・営業・宣伝を目的とした利用の可否については、施設ごとに判断することとします。

※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で使用するなど、間接的な営利・利益につなげる目的を含めた使用の場合を含みます。

※ 非営利団体や個人の場合も、物品の広告・宣伝・販売・勧誘やその他これらに類する場合は、営利目的使用とみなし、営利加算の対象となります。

※ 前述の市外利用者にも該当する場合は、市外料金として算出された金額に対し、さらに営利等加算を行い、最終的な使用料を決定することとします。

（例：使用料 500 円の施設で、市外料金と営利等加算の適用を受ける場合は、 $500円 \times 市外料金(200\%) \times 営利等加算(市外料金として算出された金額の200\%) = 2,000円$

(5) 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の検討にむけて

使用料算定においては、人件費や維持補修費を含む、施設の維持管理・運営に関する経費が使用料の原価計算の基礎となることから、市は施設の効果的・効率的な管理運営や業務の見直しなど、多角的な視点により経費削減に努めることとします。あわせて、利用満足度を高めるため、施設サービスの向上や支払方法の多様化等についても、経費とのバランスも考慮しながら、各種取組みの推進を検討することとします。

また、前述のとおり、本基本方針では、市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表を検討していくこととされていますが、施設によっては利用率が低い（使用料収入が少ない）施設も一定程度、存在しています。減免利用や公用利用が多い施設など、各施設によって利用特性があるため、利用率或使用料収入が低いことが、一概に課題であるとは言いきれませんが、少なくとも施設の有効活用という視点からは望ましいことではありません。

そのため、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、原因分析の上で利用率向上のため、適切な対応に努めることとします。その上で、利用状況の改善が見られない場合には、将来的には、施設の利用率をひとつの目安として、ハード面の検討（各施設の機能・サービスの転換等）を行うこととします。

修正⑥

(4) 営利等加算の原則

営利等のために利用する場合と市民の通常利用を同じ使用料とすることは適切でないとの考えから、原則として、すべての施設で営利等加算を設定する。（市民利用時の200%）

※ 営利等加算の設定にあたっては、庁内から営利・非営利を判断する基準を設けるべきとの意見もあり、この点も含めて、検討用資料として、資料15を作成した。
（詳細は資料15で審議）

修正⑦

(5) 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の検討に向けて

維持管理経費等は、使用料の算定基礎となることから、効果的・効率的な管理運営を行っていくことを記載するとともに、審議会でもご意見があった支払方法の多様化も含め、経費とのバランスをみながら、利用満足度を高めていくことを記載した。

また、施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、原因分析・適切な対応に努めること、それでも利用状況が改善されない場合は、将来的にはハード面の視点も含めて検討していくことを明記した。

＜現行の基本方針＞

Ⅲ 使用料の改定・基本方針の改訂

1 改定上限率

前述の方法による原価計算と性質別負担率により、「使用料の目安」が決定します。
しかしながら、「使用料の目安」が「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となります。
そこで、使用料の改定により「使用料の目安」が、「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合、利用者の急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※ 個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

2 使用料の単位

これまでの基本方針では、使用料の単位は100円単位を基本としていましたが、消費税率の改定を使用料の金額に正確に反映できないことから、平成28年4月改定から10円単位としました。
これに基づき、今回の改訂からは、使用料の単位は10円単位を基本とします。

3 使用料・基本方針の見直し周期

これまでの基本方針では、使用料は3年ごと、基本方針は6年ごとの見直しとなっていました。使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを考えると、スケジュール的にかなりタイトになっていることから、今回の改訂により、使用料は4年ごとの見直しに改めることで、使用料改定前後の稼働率の変化などの評価を反映できるようにします。

これに合わせて、基本方針の見直しも6年ごとから8年ごとに改めます。

＜事務局改訂案＞

Ⅲ 使用料の改定・基本方針の改訂

1 改定上限率

前述の方法による原価計算と性質別負担率により、「使用料の目安」が決定します。
しかしながら、「使用料の目安」が「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となります。
そこで、使用料の改定により「使用料の目安」が、「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合、利用者の急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※ 個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

2 使用料の単位

使用料の単位は10円単位を基本とし、10円未満の端数は四捨五入します。
(減免後の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

3 使用料・基本方針の見直し周期

【使用料：4年ごとに検証 基本方針：8年ごとに検証】

「利用者負担の原則」から、維持管理経費の変動を定期的に使用料に反映させ、適正な額に改定していくことが必要であるものの、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、周知期間等も考慮に入れると、一定期間の時間的な間隔を確保した方が望ましいことから、使用料の検証周期は、従来どおりに4年ごととします。

なお、検証の結果、実際に使用料改定を行うかについては、維持管理経費の変動だけでなく、その時点で社会情勢や本市の財政状況等も踏まえて、総合的に判断することとし、改定を行う際には、原則として、すべての施設の使用料を一齐に改定します。

ただし、指定管理者の更新や大規模改修を控えている施設等は、一齐改定とは異なる適切な

修正⑧

平成29年度改訂にあわせた表現となっていたことから、文言を修正した。
また、**減免後に10円未満の端数が生じた場合の取扱いについて、施設所管から問い合わせが多くあったことから、あわせて追記（切り捨て対応）した。**

修正⑨

使用料の検証は4年ごと、基本方針の検証は8年ごとという考え方に変更ないが、**実際に使用料改定・基本方針改訂を行うかについては、維持管理経費の変動や社会情勢や本市状況等を踏まえて、総合的に判断することとした。**（変動がない場合には、不要な事務作業を行わないように）

また、指定管理者の更新や大規模改修を控えている施設等は、**一斉改定とは異なるタイミングで**使用料の改定ができることとした。

(該当ページ無し)

時期で使用料改定ができることとします。

基本方針の検証は、使用料の検証周期にあわせて8年ごととします。検証の結果、実際に基本方針の改訂を行うかについては、その時点での社会情勢や本市の財政状況に加え、公共施設のマネジメントに対する関連計画の内容等も踏まえて、総合的に判断することとします。

4 付帯設備（備品等）の使用料設定

公共施設における付帯設備（備品等）については、引き続き良好な状態で市民の利用に供していくために、維持費や買い替え費用の一部を負担していただくという考え方から、使用料を設定することとしますが、一つひとつの備品に対し、個別で料金を設定し徴収する実益が薄いことから、付帯設備（備品等）の使用料については、現在の使用料設定の体系を基本とし、施設使用料に含むものとして取り扱います。

ただし、ピアノ及びスポーツ施設の附帯設備については、以下の考え方に基づき使用料を設定します

- ピアノについては、調律など特別な管理行為が利用の前提であり、サービスの品質に直結していることから、調律等の維持費と実利用時間をもとにした料金設定を行います。
- スポーツ施設については、市外からの利用も多く、他の施設よりも広域的な利用を想定した施設であることから、市外の同種の施設とのバランスを考慮して料金設定を行います。また、夜間照明設備についての使用料は、稼働率が経費に直接影響していることから、電気代等の実費を根拠に算出し、料金設定を行います。

修正⑩

付帯設備（備品等）の使用料設定の考え方については、これまでも運用により、考え方の整理を行っていたが、基本方針中に明記していなかったことから、今回の改訂にあわせて追記する。